

令和 4 年度事業計画（案）

基本方針

令和 4 年度の日本経済は、新型コロナウイルスによる感染状況、世界的な原材料の供給不足と物価上昇などの不安材料に影響を受け、令和 3 年度から大きく好転することは難しいと思われま

す。令和 4 年度も新型コロナウイルス感染防止対策を順守していくため、1 回あたりの講習人数の縮小は避けられず当協会の収益の柱である受講料収入は、本年度と同程度かやや下回るものと予想されます。

このため、効率的な講習会事業の運営を図るとともに、事務処理の徹底した効率化を図っていかねばなりません。

新型コロナウイルス感染拡大により、厳しい雇用・経済情勢ではありますが政府が進める働き方改革関連法が本格的に施行されることから、「同一労働同一賃金ガイドライン」や「時間外労働の上限規制」の周知を図るほか、引き続き宮崎労働局及び各労働基準監督署との連携及び関係維持・強化に努めます。

1 安全衛生関連事業

(1)平成 30 年度から令和 4 年度までの 5 年間を計画期間とする、宮崎労働局の「第 13 次労働災害防止推進計画」(略称「13 次防」)の最終年となりますが、計画の推進に労働災害防止団体として協力します。また、宮崎労働局の受動喫煙防止対策、治療と職業生活の両立支援対策の推進に協力します。

(2)令和 4 年 10 月 19 日から 21 日まで福岡県福岡市において第 81 回全国産業安全衛生大会が開催されます。前回、福岡市で開催されました第 69 回大会には 4 支部から大型バス 4 台で合計 130 名余りが参加しました。今回は、コロナ禍ですので、大型バスでの参加は難しいと思いますが、会員企業様の自主的な参加をお願いすることとし、参加料の補助等を検討してまいります。

なお、当協会も構成団体となっています宮崎県労働災害防止団体等連絡協議会の主催で毎年実施しています「宮崎県産業安全衛生大会」を本年も原則として実施いたします。

また、延岡、都城、日南の各支部では地区「安全衛生推進大会」等の開催に取り組みます。

さらに、全国安全週間(7 月 1 日～7 日)中に行われる「安全衛生に関する宮崎労働局長表彰式」の開催等に協力します。

(3)各支部で実施してきました「安全週間事業場訪問」及び「優良事業場視察」は新型コロナが収束するまでの間、当分中止します。なお、安全祈願祭につきましては出来るだけ実施してまいります。

(4)中央労働災害防止協会との共催で「リスクアセスメント実務研修」、「KYT トレーナー研修会」を実施します。

- (5) 衛生管理者免許試験の合格率の向上を図るため、引き続き、衛生管理者受験準備講習及び衛生管理者模擬試験を実施します。
- (6) 県内の各労働基準監督署と連携し、中央労働災害防止協会の安全衛生サポート事業を活用した安全衛生セミナーの開催を目指すとともに、会員事業場に同事業の個別支援の活用を呼び掛けます。
- (7) 中災防のサービス事業である「中小規模事業場安全衛生無料相談事業」を引続き実施します。

2 労務管理関係事業

- (1) 宮崎労働局と連携し「働き方改革」関連事業の推進に努めることにし、「同一労働同一賃金ガイドライン」、「無期転換ルール」、「時間外労働時間の上限規制」「年5日の年次有給休暇の消化の義務化」等働き方改革関連改正法及び関連の助成金制度等の周知に努めることにします。
- (2) 労務管理におけるコンプライアンスの順守が重要となっていることから、改めて労働基準法等の関係労働法令に関する「労務管理セミナー(無料)」を開催します。

3 労働保険事務組合事業

中小事業場の会員の便宜を図るため、引き続き、宮崎本部において本事業を継続し、当協会への加入促進と事務の効率化を図りながら運営に努めます。

4 受託事業関連事業

- (1) 「全基連」受託事業

全基連宮崎支部として「外国人技能実習制度関係者養成講習」を10月に実施します。また、「受動喫煙防止セミナー」を12月に実施します。

5 会員サービスの充実のための事業

- (1) 労務管理 FAX 相談の実施

働き方改革関連法案への対応、各種ハラスメント防止対策の実施など複雑化する労務管理の諸問題について、FAX(0985-28-9080)で会員事業場からの質問を受け付け返答します。